

鳥インフルエンザウイルス侵入防止対策 の再点検をお願いします！

1月以降も野鳥や野鳥糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されています。

低病原性鳥インフルエンザは、H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスのうち病原性が低いウイルスの感染による家きんの疾病です。本病ウイルスは高病原性に変異する可能性があるため、家きんで発生した場合はと殺及び移動・搬出制限の対象となります。

4例目：1月
鳥取県湯梨浜町
マガモ：H7N7亜型

5例目：2月
鳥取県鳥取市
野鳥糞便：H5N1亜型

1例目：10月
千葉県東金市
野鳥糞便：H7N7亜型

3例目：12月
鹿児島県出水市
ツルねぐら：H7N9亜型

2例目：11月
愛知県名古屋市
野鳥糞便：H7N9亜型

鶏、あひるなど家きん飼養者の皆様へ

中国、台湾などの近隣諸国では、家きん飼養農場で高病原性鳥インフルエンザが発生しています。

また、韓国では野鳥からの低病原性鳥インフルエンザウイルスの検出が続いています。

引き続き、鳥インフルエンザ発生予防対策の徹底と異常家きん発見時の早期連絡をお願いします。